

平成24年(ワ)第213号 損害賠償請求事件

平成25年(ワ)第131号 損害賠償請求事件

原告 各訴状添付当事者目録記載のとおり

被告 東京電力株式会社

準備書面 (3)

平成26年4月9日

福島地方裁判所いわき支部訴訟係 (合議1係) 御中

〒104-0061

東京都中央区銀座1丁目7番6号 銀座河合ビル7階

銀座ファースト法律事務所 (送達場所)

電話 03(3538)1011

FAX 03(3538)1022

被告訴訟代理人弁護士

田 中

清



同

若 林

諒



同

青 木 丈

介



同

土 屋 賢

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



被告は、原告ら準備書面(3)及び(6)に対し、次のとおり認否・反論をする。

略称等については、本書面において新たに用いるもののほかは、従前のおりとする。

第1 原告ら準備書面(1)、(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)について

原告ら準備書面(1)、(2)、(7)及び(8)については、被告準備書面(2)に記載したとおりであるから、認否の限りでない。

原告ら準備書面(4)及び(5)については、検証の必要性について記載した書面であるところ、これに対する被告の意見は、平成25年11月20日付け「検証申立てへの意見書」に記載したとおりである。

第2 原告ら準備書面(3)について

1 同第1について

引用された資料等の存在は認め、主張は争う。

(1) 前提事実の扱いについて

原告らは、低線量被曝の健康被害について、あくまでも「前提事実」にすぎないとし、疫学上の主張・立証を求める被告の反論は無意味である旨、論難している(準備書面(3)・3頁11行目)。

しかしながら、他方で原告らは、「後述のとおり低線量被曝…の影響が存在するものと予測してリスク推定を行っている」(同17行目)等とし、低線量被曝の影響の存在について、資料を挙げながら縷々主張している。

原告らの主張する「前提事実」の概念が明確でないが、それが審理の結果に影響しないのであれば主張されるべきでなく、影響するので

あれば、主張・立証を尽くすべきである。

(2) 専門家の意見が分かれていることは原告らが引用する資料にも明記されていること

原告らは、低線量被曝に関する被告の反論に対し、「統計データや国際的知見を自らにとって都合の良いように結論付けているものであり、科学的には不正確であり、間違いである。」と断定している（準備書面（3）・3頁12行目）。

しかし、被告は、WG報告書や経済産業省の発表など、一般に信頼性が高いとされる資料等に基づき主張しており、原告らの批判はあたらない。

そもそも、原告らも、被告の主張が「統計データ」や「国際的知見」に基づいていること自体は認めているようであるから（同12行目）、
「科学的に不正確」「間違い」とまで断定することはできないはずである。

また、原告らが引用する「各種文献・報告例」においても、「(原子力災害の一般的な6つの特徴)」(準備書面（3）・13頁18行目)として「⑧専門家の意見の相違。例えば、低線量被ばくによる健康影響に関して、正反対の専門家の意見があった。」(同14頁22行目)とされている。

したがって、原告らの批判には理由がない。

2 同第2について

1ないし6について、引用された資料等の存在は認め、主張は争う。

原告らは、避難慰謝料を基礎づける事情の主張に先立ち、「避難者が抱える過酷な精神的ストレス、不安感などを包括的に主張立証する」

(準備書面(3)・10頁19行目)と主張する。

しかし、精神的損害は個々人に特有の問題であるから、「包括的」に主張されても、具体的な認否や反論をすることができない。

被告は、原告らから、各自の精神的損害について個別具体的に主張立証された後、あらためて詳細な認否・反論をする予定である。

第3 原告ら準備書面(6)について

1 第1の1について

第1の1全体について、主張自体抽象的であり、具体性がない。

例を挙げると、「ある原告は」との主張は、どの原告のことを主張しているのか、主張自体具体的でないし、「町は」「役場」「公園」等と主張しているが、「町は」「役場」「公園」等がどこを指しているのか、主張自体が具体的でない。

(1) 同(1)について

被告が本件事故により、放射性物質を飛散させたことは認めるが、主張に係る事実については不知、主張については争う。

(2) 同(2)～(7)について

事実については不知、主張については争う。

2 第1の2について

(1) 同(1)について

「主張自体抽象的であり、具体性がない」という意味で、争う。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

「主張自体抽象的であり、具体性がない」という意味で、争う。

イ 同イについて

争う。

ウ 同ウについて

争う。

水害や公害においても各原告の所有物の交換価値や使用価値を積算することは可能であり、それで足りる。したがって、どのような所有物があったかを各原告は主張立証すべきである。

ただし、被告の本賠償における家財等の損害においては、家族数に応じて、最低限この程度の家財等があったであろうことを前提として、家財の財物賠償をしている。この点で、被災者の方々の主張立証を緩和しているものである。

3 第2の1について

(1) 同(1)について

認否の限りでない。

(2) 同(2)について

争う。

(3) 同(3)について

争う。

- (4) 同(4)について
争う。

4 第2の2について
争う。

原告らは、財物損害の中に慰謝料的要素を含めようとするものであり、原告らが本件事故による損害賠償として「精神的損害」も求めている以上、財物損害の中に慰謝料的要素を含めることは、損害を二重に評価することになりかねない。

なお、判例は、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事情がない限り、滅失毀損当時の交換価値により定むべきである。」と判示しており(最高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁)、ここに慰謝料的要素を含ませない。

5 第2の3について

- (1) 同(1)について

我が国の民法は、不法行為の効果として、金銭賠償の原則(民法722条1項、417条)を採用しており、原状回復請求を認めていない。

そして、通説及び裁判実務は、金銭賠償の対象となる財産的損害を、加害行為から生じた不利益、すなわち、「加害行為がなかったならばかくあるはずの財産状態と現状との差額」(『注釈民法(19)』43頁)と解しており、損害賠償額は財産の客観的価値を超えることはできないものとされている。そして、前記のとおり、判例は、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事情がない限り、滅失毀損当時の交換価値により定むべきである。」と判示しており(最

高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁)、ここに慰謝料的要素を含ませていない。

原告らの主張が、上記と異なる立場であれば争う((2)以下の主張を見る限り、上記と異なる立場であろうと思われる。)

(2)同(2)～(4)について(ただし、番号に乱れがある)
いずれも争う。

6 第2の4について

本件訴訟の訴訟物は、原賠法に基づく損害賠償請求であり、我が国の法体系上、原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償に関しては、原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系の下で、無過失責任だけではなく、責任集中や損害賠償措置義務の制度、さらには政府による援助など、同法により定められた一体としての原子力損害賠償制度の下で賠償が進められることによって、被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資するものとされているのであり、同法の適用範囲において、責任原因規定としての民法709条の適用は排除されると解される。

なお、原告らにおいて、民法709条に基づく請求が許されないとしても、原賠法に基づいて原子力事業者の無過失責任を追及することができるから、何らの不利益はなく、民法709条に基づく請求を許容すべき実益自体も全く存しない。

しかし、原賠法の実体は不法行為に基づく損害賠償請求であるから、その性質に反しない限り、民法709条以下の規定が類推適用されると解すべきである。

したがって、財物損害につき、原告らの主張するような生活再建補償の考え方を含む損失補償制度の規定の適用を求めることは、許されない。

原告らの考え方は、詰まるところ、財産的損害の中に慰謝料的要素を含ませようとすることに尽きるところ、そのような考え方は、精神的損害を二重に評価することを求めるものにほかならない。なお、損失補償制度は、適法行為に基づくものであるから、精神的損害はそもそも補償の対象とならないことを付言する。

よって、第2の主張は、全体としてこれを争う。

7 第3の1について

原賠審において、住宅確保損害について議論されていることは認めるが、その余は争う。

8 第3の2について

概ね認める。

9 第3の3について

認める。

10 第3の4について

争う。

11 第4の1について

帰還困難区域の財物について、被告がこれを全損と評価して賠償をしていることは認めるが、その余は争う。

12 第4の2について

争う。

前述のとおり、財物損害につき、原告らの主張するような損失補償制度の規定の適用をすることはできない。

13 第4の3について

争う。

前述のとおり、財物損害につき、原告らの主張するような損失補償制度の規定の適用をすることはできない。

14 第4の4「借地権」(29頁では「3」と記載されている)について
争う。

借地権については、当該原告居住地の客観的な借地権割合によるべきである。原告らの移住先は、福島県内に限られないことは否定しないが、首都圏や関西圏等を基準として借地権割合等を定めることはできない。

借地権割合を当該原告居住地の割合よりも高く評価すると、地主の利益を不当に侵害することになり、公平に反する結果となる。

15 第4の5「借家権」(29頁では「4」と記載されている)について
争う。

上記14と同様に、当該原告居住地の客観的な借家権割合によるべきである。そうでなければ、地主や家主の利益を不当に侵害することになり、公平に反する結果となる。

16 第4の6「家財」(30頁では「5」と記載されている)について
争う。

家財について、本来は個別の立証を求めるのが法の建前であるが、被告としては、個々の家財の存在及び価格の立証を求めることはなく、

基準として具体的な賠償額を定めて賠償している。

- 17 第4の7「農地賠償」(32頁では「6」と記載されている)について
- (1) 同(1)について
概ね認める。
- (2) 同(2)～(4)について
原告らの具体的な主張立証を待って、認否する。
- 18 第4の8「山林賠償」(38頁では「7」と記載されている)について
原告らの具体的な主張立証を待って認否する。
- 19 第4の9「その他の土地」(38頁では「8」と記載されている)について
原告らの具体的な主張立証を待って認否する。
- 20 第4の10「その他の動産」(38頁では「9」と記載されている)
原告らの具体的な主張立証を待って認否する。

以上